

# 第2期石垣市子ども・子育て支援事業計画

【令和2年度～令和6年度】  
(中間年見直し)

令和5年3月

石垣市



# \*\*\*\*\* 目次 \*\*\*\*\*

<b>第1部 総論</b> .....	<b>1</b>
第1章 見直しの背景.....	3
1. 中間年見直しの背景と趣旨.....	3
2. 見直しの方法等.....	3
3. 計画の性格と位置づけ.....	3
4. 計画の期間.....	4
5. 計画の策定体制.....	4
第2章 石垣市の子ども・子育てを取り巻く状況.....	5
1) 石垣市の子ども・子育てを取り巻く状況(各種統計等).....	5
2) 児童人口推計.....	13
第3章 計画の基本方針.....	14
1. 計画の基本理念.....	14
2. 計画の体系.....	15
3. 教育・保育提供区域の設定.....	16
1) 教育・保育提供区域とは.....	16
2) 教育・保育提供区域の設定.....	16
<b>第2部 各論</b> .....	<b>19</b>
第1章 教育・保育.....	20
1. 教育・保育における量の見込みと確保方策（市全体）.....	20
1) 1号認定[教育標準時間認定].....	20
2) 2号認定[保育認定].....	21
3) 3号認定[保育認定].....	22
2. 教育・保育の推進体制.....	24
1) 認定こども園の普及.....	24
2) 幼稚園教諭及び保育士の安定確保と資質の向上.....	24
3) 教育・保育施設と地域型保育事業者との連携の推進.....	25
4) 教育・保育施設と小学校との連携の推進.....	25
5) 「子育てのための施設等利用給付」（幼児教育・保育無償化）の円滑な実施.....	25
第2章 地域子ども・子育て支援事業.....	26
1) 延長保育事業（時間外保育事業）.....	26
2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）.....	27
3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）.....	28
4) 地域子育て支援拠点事業.....	29
5) 一時預かり事業（幼稚園在園児を対象とした一時預かり）.....	29
6) 一時預かり事業（幼稚園預かり保育以外）.....	30
7) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業]）.....	31

8) 子育て援助活動支援事業〔ファミリー・サポート・センター事業〕（就学児 分） .....	32
9) 利用者支援事業 .....	33
10) 妊婦健康診査事業 .....	34
11) 乳幼児家庭全戸訪問事業 .....	35
12) 養育支援訪問事業 .....	35
第3章 その他の子ども・子育て支援に係る推進施策 .....	36
1. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 .....	36
1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する啓発 .....	36
2) 仕事と子育ての両立支援 .....	37
2. 児童館等の居場所づくり .....	37
1) 児童館 .....	37
2) その他の居場所づくり .....	38
第4章 新放課後子ども総合プラン石垣市行動計画 .....	40
1. 新放課後子ども総合プラン石垣市行動計画 .....	40
1) 基本方針 .....	40
2) 中間年見直し事業量 .....	40
3) 課題及び対応策 .....	41
第5章 計画の推進 .....	43
1. 計画の進行管理 .....	43
2. 計画の推進のための各主体の役割 .....	43
<b>資料編 .....</b>	<b>44</b>
1. 石垣市子ども・子育て支援事業計画 資料編 .....	45
1) 石垣市子ども・子育て会議条例 .....	45
2) 石垣市子ども・子育て会議委員名簿 .....	47
3) 計画策定の経緯 .....	48

# 第1部 総論

---

---



# 第1章 見直しの背景

## 1. 中間年見直しの背景と趣旨

事業計画については、「教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成26年内閣府告示第159号。以下「基本指針」という。）において、「教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、認定区分に係る量の見込みと大きく乖離している場合、又は地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望が、量の見込みと大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。」とされています。

本市では、国の基本指針に基づき、令和4年度までの事業計画の実績等を踏まえ、令和5年度及び令和6年度の計画の見直しを行いました。

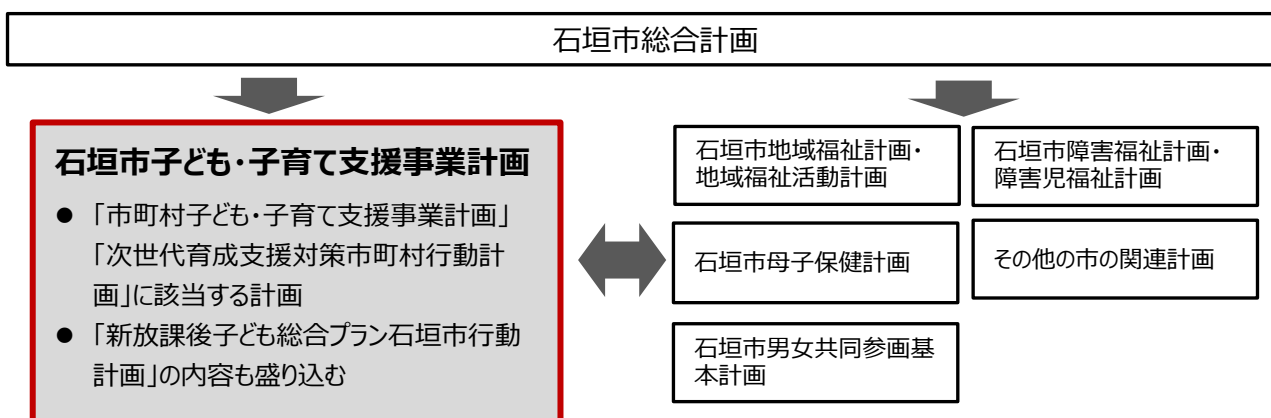
## 2. 見直しの方法等

事業計画の中間年見直しについては、本市では、原則として、「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」（令和4年3月18日付け内閣府事務連絡）に基づき行いました。また、当初の「量の見込み」と実績値の乖離要因を分析し、今後の計画に反映させるため、事業計画策定時に実施した将来人口推計の見直しを行うとともに、新型コロナウイルス感染の蔓延前の令和2年4月時点での当該影響が発生する前の「実績値」を参考としました。

## 3. 計画の性格と位置づけ

本計画は、令和元年度に石垣市総合計画における将来像の実現を図るため福祉分野における子育て支援の充実を目指すものとして、子ども・子育て支援法第61条に定める「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。次世代育成支援対策推進法第8条第1項で定める「次世代育成支援対策市町村行動計画」として位置づけるとともに、「『新・放課後子ども総合プラン』について」（30文科生第396号及び子発0914第1号平成30年9月14日）の規定に基づき「新放課後子ども総合プラン行動計画」の内容も盛り込んでいます。

### 《計画の位置づけ》



## 第1部 総論

### 第1章 見直しの背景

#### 4. 計画の期間

本計画は、令和2年度を初年度とし、令和6年度を最終年度とする5年間で計画期間とし、令和4年度に中間見直しを行いました。

《計画の期間づけ》

2015年度 H27年度	2016年度 H28年度	2017年度 H29年度	2018年度 H30年度	2019年度 R元年度	2020年度 R2年度	2021年度 R3年度	2022年度 R4年度	2023年度 R5年度	2024年度 R6年度
第1期事業計画					第2期事業計画				
		見直し					見直し		

#### 5. 計画の策定体制

計画の策定にあたり、市民や関係者の意見を反映するため、以下の取組を行いました。

##### ①石垣市子ども・子育て会議等による審議

子ども・子育て支援法第72条第1項に基づき、本市の保護者や学識経験者、子育て支援に従事する者等で構成する「石垣市子ども・子育て会議」を設置し、中間見直し計画内容等の審議を行いました。

##### ②パブリックコメントの実施

本計画内容を広く市民に公開し、計画内容に対する意見等を踏まえて策定を行うため、パブリックコメントを実施しました。



## 第2章 石垣市の子ども・子育てを取り巻く状況

### 1) 石垣市の子ども・子育てを取り巻く状況(各種統計等)

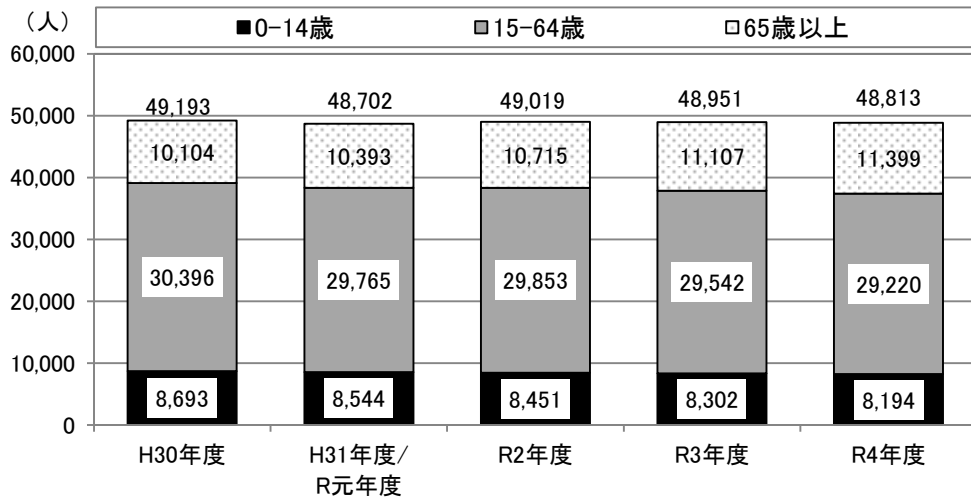
#### (1) 人口の状況

##### ① 総人口

本市の総人口は、平成30年度以降、49,000人前後で微増しており、14歳以下の年少人口は8,200～8,700人前後で推移している。

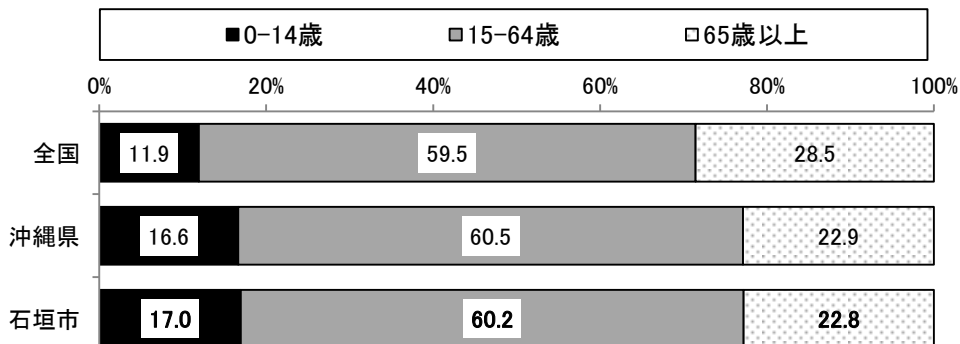
年齢3区分別人口の構成比（令和4年）で見ると、本市は、沖縄県と同様に、全国に比べて14歳以下の年少人口の割合が5ポイント程度高く、17%である。

図表-1 年齢3区分別人口の推移



資料／住民基本台帳(各年度4月末現在)

図表-2 年齢3区分別人口構成比の国・県比較（令和4年）



資料／全国・沖縄県：総務省「住民基本台帳に基づく人口、人口動態及び世帯数」（令和4年1月1日現在）、石垣市：住民基本台帳（令和4年1月末現在）

## 第1部 総論

### 第2章 石垣市の子ども・子育てを取り巻く状況

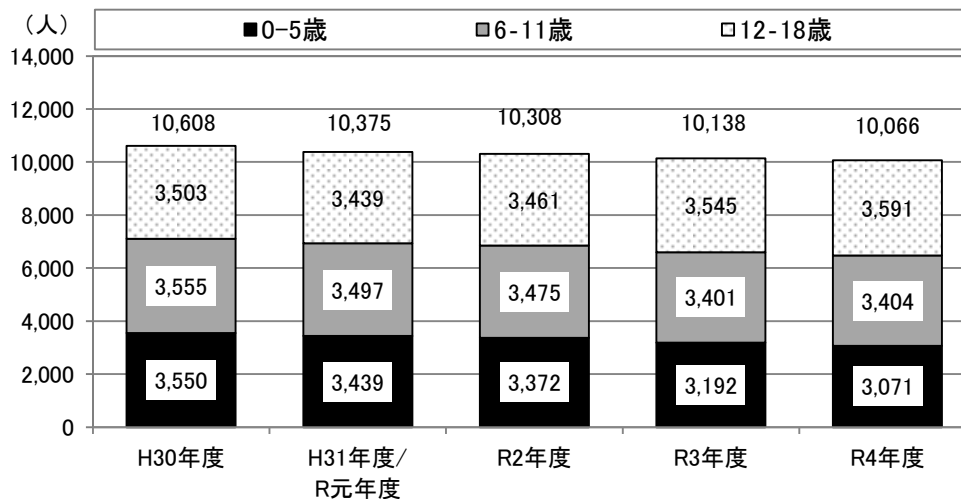
#### ② 児童人口

本市の18歳未満の児童人口は、平成30年度は10,600人台であったが、令和元年度以降は10,300人台から令和4年度は10,066人に減少となる。

年齢別の内訳をみると、0～5歳の就学前児童は一貫して減少しており、令和4年度では3,071人となっており、他年齢別より減少数が最も多い。

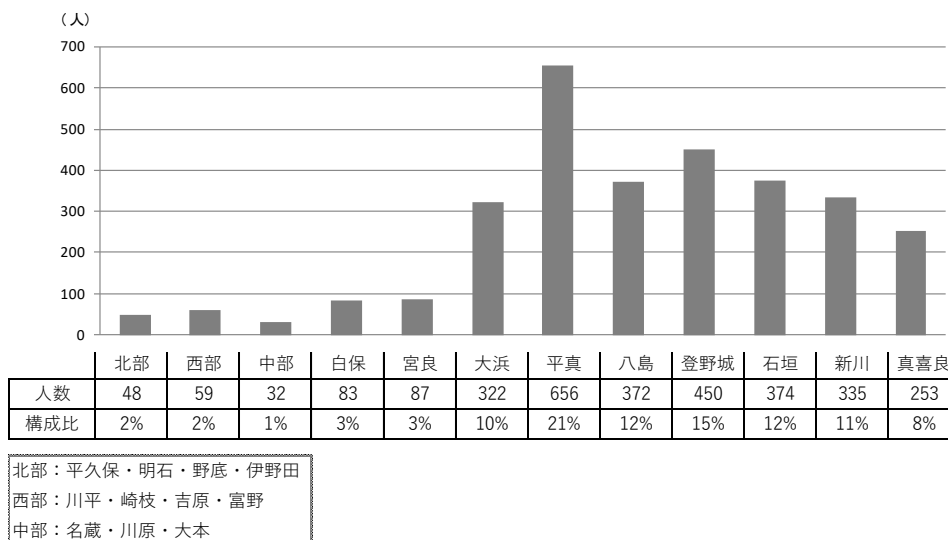
就学前児童の地区別の分布状況を見ると、平真や登野城をはじめ、大浜、八島、石垣、新川、真喜良といった南部（市街地）に全体の95%が集中している。

図表-3 児童人口（18歳未満）の推移



資料／住民基本台帳(各年度4月末現在)

図表-4 地区別就学前児童人口（令和4年度）

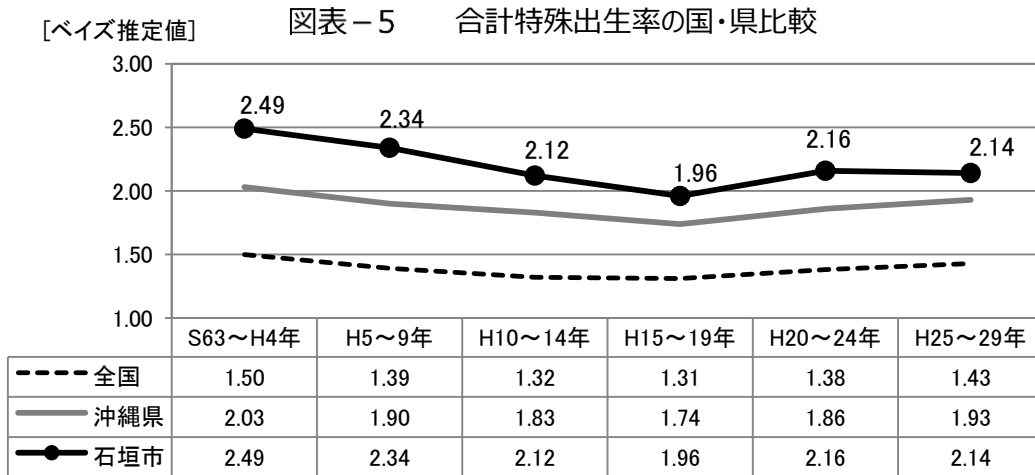


資料／石垣市就学前児童数(令和4年4月1日)

③出生の状況

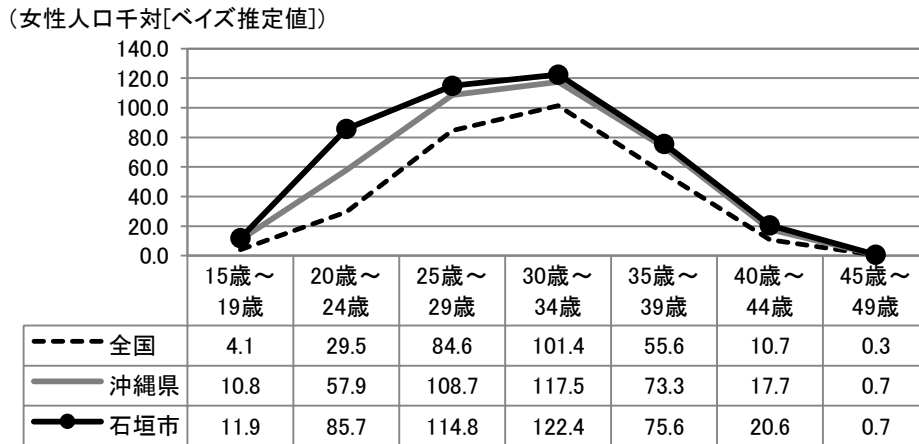
合計特殊出生率について長期推移でみると、本市は一貫して全国・沖縄県より高い水準で推移しており、国の統計における最新値（平成25～29年）は1.43に対して本市は2.14と上回っている。長期推移では国・県と同様に、やや上昇傾向にある。

また、母親の年齢階級別出生率（女性人口千対）を全国・沖縄県と比較すると、本市は20代以下の若い年齢層での出生率が国・県に比べて高いという特徴が見られる。



資料／平成25～29年人口動態保健所・市区町村別統計（人口動態統計特殊報告）

図表-6 母親の年齢階級別出生率（女性人口千対）の国・県比較



資料／平成25～29年人口動態保健所・市区町村別統計（人口動態統計特殊報告）

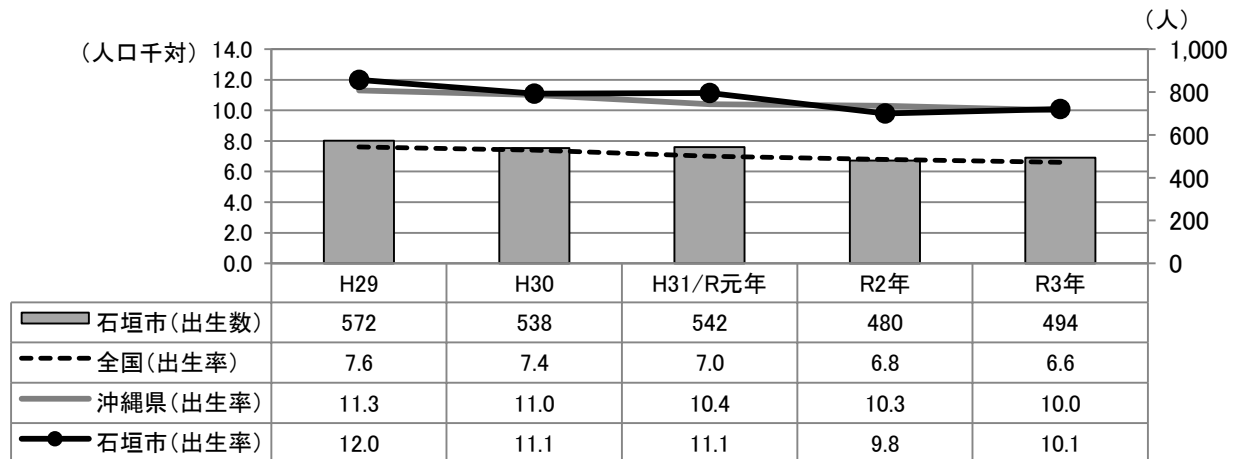
## 第1部 総論

### 第2章 石垣市の子ども・子育てを取り巻く状況

平成29年以降の出生数・率の状況を見ると、本市の出生率（人口千対）は全国を4ポイント前後上回り、沖縄県とほぼ同水準の10.0ポイント前後で推移しているが、出生数自体は494人前後で低下傾向にあり、平成29年は572人となっている。

また、母親の年齢階級別に出生数内訳をみると、30代前半での出産が全体の3割強を占めて最も割合が高くなっている。

図表-7 出生数の推移



資料/人口動態調査

図表-8 母親の年齢階級別出生数の推移

母親 年齢階級	H29年		H30年		H31/R元年		R2年		R3年	
	出生数	構成比	出生数	構成比	出生数	構成比	出生数	構成比	出生数	構成比
15歳～19歳	8	1.6%	6	1.1%	10	1.8%	2	0.4%	3	0.6%
20歳～24歳	47	9.5%	59	11.0%	63	11.6%	51	10.6%	51	10.3%
25歳～29歳	136	27.5%	118	21.9%	109	20.1%	110	22.9%	126	25.5%
30歳～34歳	198	40.1%	183	34.0%	196	36.2%	150	31.3%	156	31.6%
35歳～39歳	149	30.2%	134	24.9%	135	24.9%	137	28.5%	130	26.3%
40歳～44歳	32	6.5%	38	7.1%	28	5.2%	28	5.8%	27	5.5%
45歳～49歳	2	0.4%	0	0.0%	1	0.2%	2	0.4%	1	0.2%

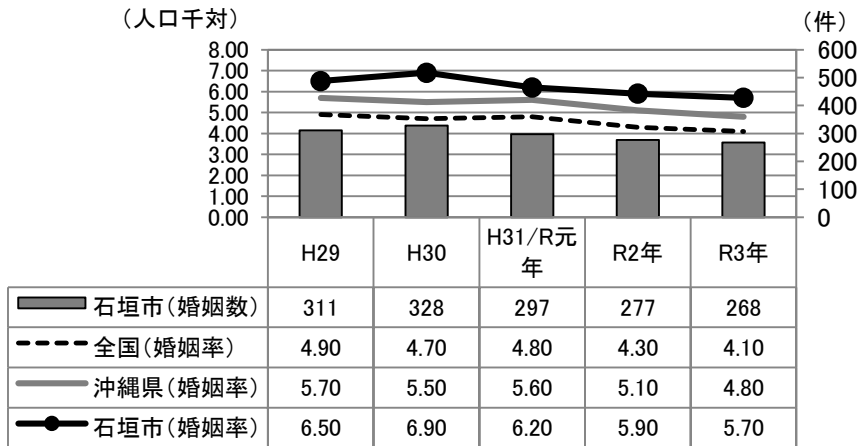
資料/人口動態調査

(2) 婚姻・離婚の状況

① 婚姻

本市の婚姻件数は、平成30年まで年間300件超で推移していたが、令和元年以降は300件を下回り減少傾向である。婚姻率（人口千対）は、本市は平成29年以降、一貫して国・県より高い水準で推移している。

図表-9 婚姻件数・婚姻率の推移

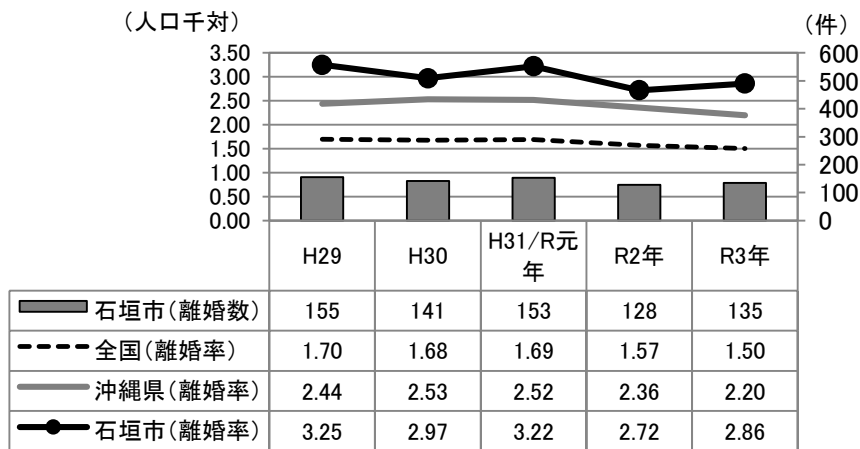


資料／人口動態調査

② 離婚

本市の離婚件数は、平成29年が年間155件と高い離婚数のピークとなり、令和3年まで増減を繰り返しながら緩やかな減少傾向にある。離婚率（人口千対）は令和3年で2.86と、全国（1.50）及び沖縄県（2.20）に比べて高く、平成29年以降、一貫して国・県より高い水準で推移している。

図表-10 離婚数・離婚率の推移



資料／人口動態調査

## 第1部 総論

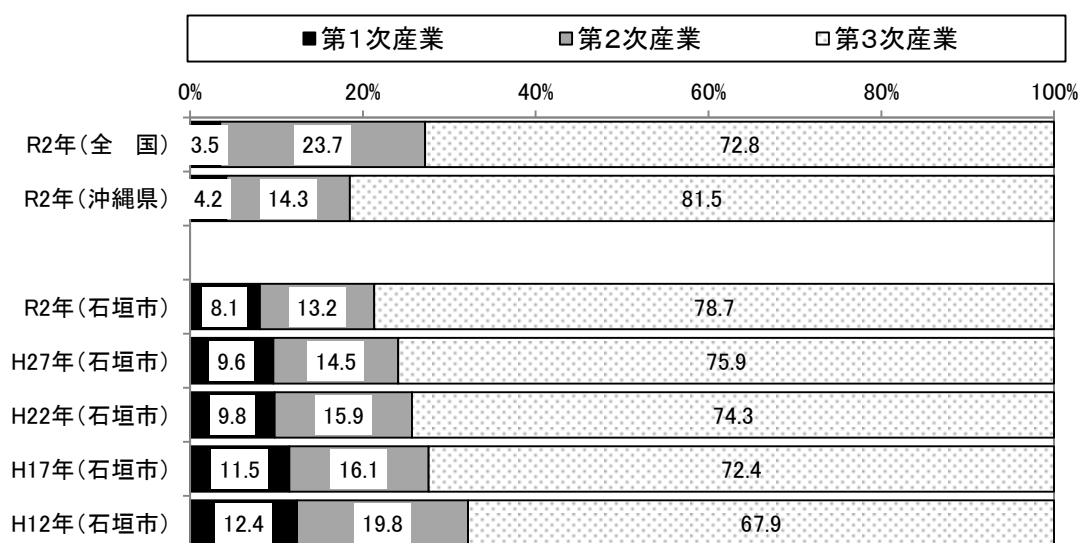
### 第2章 石垣市の子ども・子育てを取り巻く状況

#### (3) 就労の状況

##### ① 産業構造（産業別就業状況）

本市の就業者の割合を産業3分類別にみると、令和2年時点で第1次産業：8.1%、第2次産業：13.2%、第3次産業：78.7%となっている。平成12年以降の推移をみると、第1次、第2次産業の割合が低下し、観光産業等のサービス業を含む第3次産業が上昇している。

図表－11 産業3部門別就業者割合の推移



資料／国勢調査

## 第1部 総論

### 第2章 石垣市の子ども・子育てを取り巻く状況

就業者の職業構成（産業大分類）をみると、本市では、男性は建設業（12.3%）、宿泊業・飲食サービス業（10.3%）、卸売業・小売業（10.0%）、農業・林業（9.0%）、女性は医療・福祉（21.5%）、卸売業・小売業（16.1%）、宿泊業・飲食サービス業（15.3%）の順で割合が高い。

また、全国・沖縄県に比べて、男女とも、宿泊業・飲食サービス業や農業・林業の割合が高い。

図表－12 15～49歳産業大分類別就業者割合（令和2年）  
（%）

	男性		
	石垣市	沖縄県	全国
A 農業, 林業	9.0	4.9	3.5
B 漁業	1.7	0.7	0.3
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	0.1	0.1	0.1
D 建設業	12.3	14.3	10.9
E 製造業	4.6	5.2	19.7
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0.8	0.8	0.7
G 情報通信業	1.1	3.0	4.4
H 運輸業, 郵便業	7.1	6.6	7.7
I 卸売業, 小売業	10.0	12.3	13.1
J 金融業, 保険業	0.4	1.5	1.9
K 不動産業, 物品賃貸業	2.5	2.7	2.3
L 学術研究, 専門・技術サービス業	3.9	3.8	4.2
M 宿泊業, 飲食サービス業	10.3	6.4	3.7
N 生活関連サービス業, 娯楽業	4.0	3.1	2.5
O 教育, 学習支援業	3.9	4.3	3.7
P 医療, 福祉	5.8	8.1	5.9
Q 複合サービス事業	1.1	1.0	0.8
R サービス業(他に分類されないもの)	6.1	9.1	7.2
S 公務(他に分類されるものを除く)	10.4	8.0	4.5
T 分類不能の産業	5.0	4.1	2.9

（%）

	女性		
	石垣市	沖縄県	全国
A 農業, 林業	4.1	2.1	2.8
B 漁業	0.2	0.1	0.1
C 鉱業, 採石業, 砂利採取業	0.0	0.0	0.0
D 建設業	2.9	2.8	2.8
E 製造業	4.4	4.0	10.9
F 電気・ガス・熱供給・水道業	0.2	0.2	0.2
G 情報通信業	0.7	1.9	2.2
H 運輸業, 郵便業	2.0	1.9	2.7
I 卸売業, 小売業	16.1	16.3	17.9
J 金融業, 保険業	1.3	2.4	3.0
K 不動産業, 物品賃貸業	1.9	1.9	2.0
L 学術研究, 専門・技術サービス業	2.4	2.5	3.0
M 宿泊業, 飲食サービス業	15.3	10.1	7.4
N 生活関連サービス業, 娯楽業	5.4	4.6	4.6
O 教育, 学習支援業	6.7	7.7	6.4
P 医療, 福祉	21.5	24.5	22.1
Q 複合サービス事業	0.9	0.7	0.7
R サービス業(他に分類されないもの)	4.9	8.1	5.9
S 公務(他に分類されるものを除く)	5.0	4.1	2.4
T 分類不能の産業	4.0	3.9	3.2

資料／令和2年国勢調査

## 第1部 総論

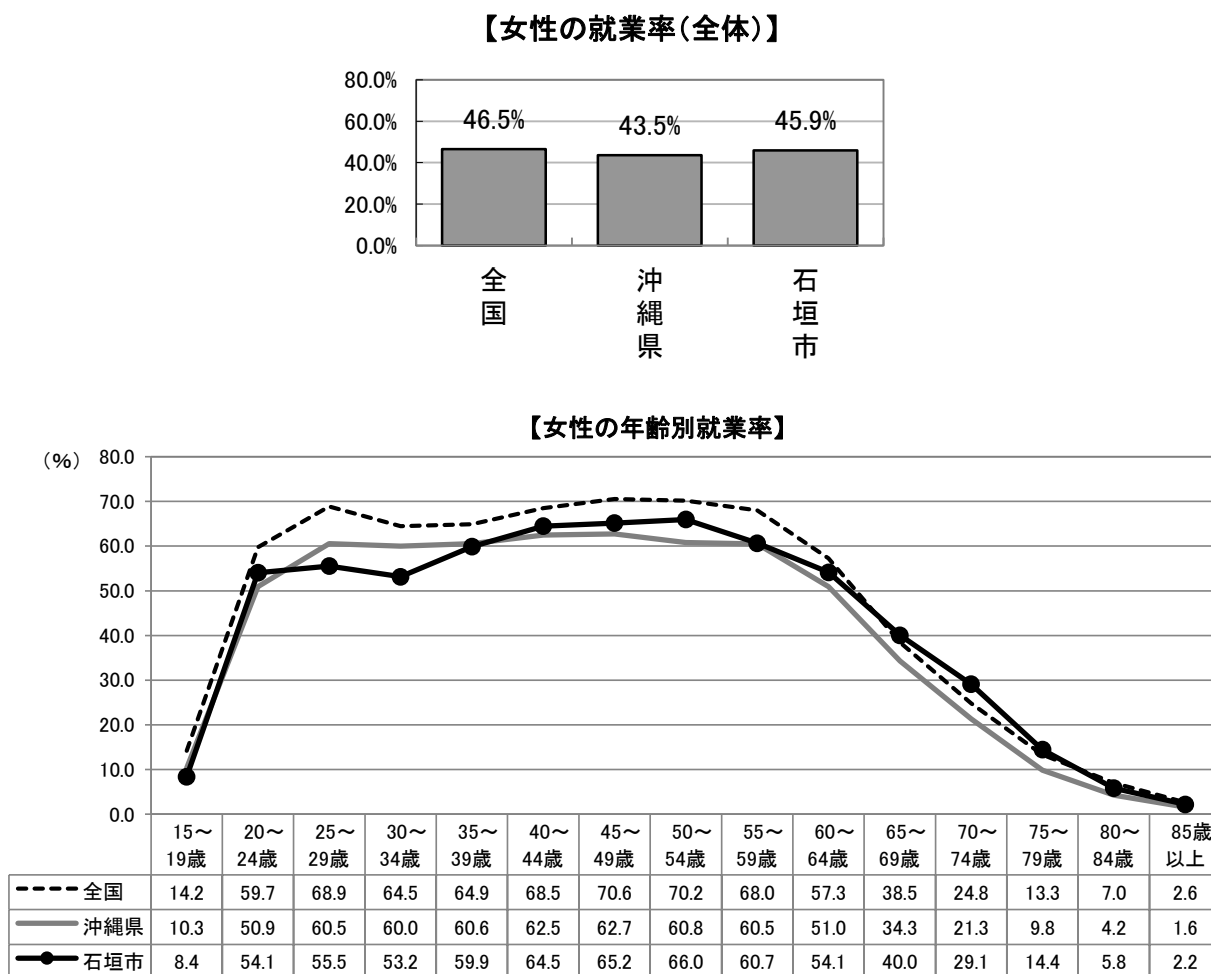
### 第2章 石垣市の子ども・子育てを取り巻く状況

#### ②女性の就業状況

令和2年国勢調査における本市の女性の就業率（全体）は45.9%で、全国（46.5%）及び沖縄県（43.5%）と沖縄県よりは2ポイント高いが、全体で見ると近似の就業率である。

これを年齢別にみると、20代～30代まで全国・沖縄県を下回っている。また、60代までは全国が上回っている。新型コロナウイルス感染症（2019年以降）の影響で若年女性の就業の機会減少や休業等によるものと推測される。そのため、従来、女性の年齢別就業率は、30歳前後の結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、子育てが落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆる「M字カーブ」が本市ではみられる。

図表－13 女性の就業率の国・県比較（令和2年度）



資料／令和2年国勢調査

※女性の就業率(全体)＝女性の就業者数÷女性の15歳以上人口



## 2) 児童人口推計

第2期中間見直し年（令和4年度）の小学生以下の児童人口について、過去3か年（令和2～4年度）の人口実績をもとに、コーホート変化率法（※）により推計を行った。

母親世代にあたる15～49歳女性人口の減少等により、就学前児童（0～5歳）は令和2年度：3,372人から令和6年度：2,947人へと425人減少する見込みである。

小学生（6～11歳）も、令和2年度：3,475人から、令和6年度：3,273人へと202人減少する見込みである。

図表－14 児童人口推計(0～11歳)

(人)

	実績値			推計		増減 R6-R2
	R2	R3	R4	R5	R6	
0歳	523	448	488	492	483	▲ 40
1歳	530	518	449	489	493	▲ 37
2歳	576	524	524	456	498	▲ 78
3歳	565	565	525	525	456	▲ 109
4歳	610	545	556	516	516	▲ 94
5歳	568	592	529	540	501	▲ 67
6歳	594	558	591	528	539	▲ 55
7歳	552	600	555	587	524	▲ 28
8歳	575	538	592	548	579	4
9歳	570	568	525	578	535	▲ 35
10歳	560	578	567	524	576	16
11歳	624	559	574	563	520	▲ 104
0-5歳 計	3,372	3,192	3,071	3,018	2,947	▲ 425
0-2歳 計	1,629	1,490	1,461	1,437	1,474	▲ 155
3-5歳 計	1,743	1,702	1,610	1,581	1,473	▲ 270
6-11歳 計	3,475	3,401	3,404	3,328	3,273	▲ 202
6-8歳 計	1,721	1,696	1,738	1,663	1,642	▲ 79
9-11歳 計	1,754	1,705	1,666	1,665	1,631	▲ 123
<b>合計 (0-11歳)</b>	<b>10,219</b>	<b>9,785</b>	<b>9,546</b>	<b>9,364</b>	<b>9,167</b>	<b>▲ 1,052</b>

(4月1日現在)

### (※) コーホート変化率法

「コーホート」とは同じ年（または同じ期間）に生まれた集団のことを指し、コーホート変化率法とは、各コーホートについて、過去における実績人口の動勢から変化率を基め、それに基づき将来人口を推計する方法。

推計するものが比較的近い将来の人口であり、変化率の算出基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、また推計対象となる近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合は、比較的簡便なこの方法を用いることができる。

## 第3章 計画の基本方針

### 1. 計画の基本理念

計画の基本理念は、平成22年3月策定の「次世代育成支援行動計画（子ども子育て支援行動計画：後期計画）」及び平成27年3月策定の「子ども・子育て支援事業計画（第1期事業計画）」を踏襲し、下記のとおりとします。

この基本理念は、「誰もが安心して子どもを産み育てることができる」、「生まれてきた子どもたちが元気で安心して生活できる」、「地域全体で子どもを育てることができる」社会の実現を目指すものとして掲げてきました。

第2期事業計画では、この基本理念のもと、教育・保育をはじめとした子育てを支える各種サービスの質・量の確保はもとより、次世代育成支援対策として仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組や、放課後対策も含めた子どものための多様な居場所づくりを重点的に推進していきます。

また、この理念は、本計画以外の子ども・子育て支援等に係る各種計画とも共有し、本計画及び関連計画が一体となって、その実現に向けて取組むこととします。

#### 基本理念

**生まれどっ宝（子宝こそ第一）**

**ふあーまー（子・孫）元気**

**結い（地域）で子育て**

#### ①生まれどっ宝（子宝こそ第一）

すべての新しい命がその誕生を喜ばれ、人と人との関わりをとおして、豊かな人間性を形成し、自立した次代の親になっていくことを支援します。

#### ②ふあーまー（子・孫）元気

すべての子どもたちが元気で、生き生きと幸せに育ち、安心して生活できるまち、互いに希望を語り合い、子育てをとおして親も子も育っていく環境づくりに取組みます。

#### ③結い（地域）で子育て

経験豊かな祖父母世代を含む「ゆいまーる」とおして、子育ての楽しさと大変さを分かち合い、子育て家庭が夢や希望を、そして自信を持って子育てができるまちづくりに取組みます。

2. 計画の体系

基本理念	基本目標	施策・事業分野 ※○は中間年見直しあり
生まりどう宝 ・ ふあーまー元気 ・ 結いで子育て	教育・保育及び子育て支援の確実な提供	<p>教育・保育</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園・認定こども園・保育所</li> <li>・地域型保育事業（1～3号認定）</li> </ul> <p>地域子ども・子育て支援事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○時間外保育事業（延長保育）</li> <li>○放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）</li> <li>・子育て短期支援事業</li> <li>○地域子育て支援拠点事業</li> <li>○一時預かり事業</li> <li>・病児保育事業</li> <li>・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）</li> <li>○利用者支援事業</li> <li>○妊婦健康診査</li> <li>○乳幼児家庭全戸訪問事業</li> <li>・養育支援訪問事業</li> <li>・実費徴収にかかる補足給付を行う事業</li> </ul>
	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	<p>仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する啓発</li> <li>○仕事と子育ての両立支援</li> </ul>
	子どものための多様な居場所づくり	<p>児童館等の居場所づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童館</li> <li>○その他の居場所づくり</li> </ul> <p>新・放課後子ども総合プラン 石垣市行動計画</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○放課後児童クラブ</li> <li>○放課後子ども教室（受入れ児童数の拡大、一体型及び連携型の実施等）</li> </ul>

### 3. 教育・保育提供区域の設定

#### 1) 教育・保育提供区域とは

教育・保育提供区域（以下、「提供区域」という。）とは、市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域のことです。

提供区域は、市町村子ども・子育て支援事業計画の基本的記載事項（必須記載事項）とされており、提供区域ごとに、教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策を示すこととされています。

**\*\*\* 教育・保育提供区域の設定・運用にあたっての留意事項 \*\*\***

- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実状に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえる。
- 教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となるが、実状に応じて、区分又は事業ごとに設定することができる。

#### 2) 教育・保育提供区域の設定

第1期事業計画では提供区域を1市1区域と設定していましたが、第2期事業計画においては、特に教育・保育について地域の状況に応じた量の確保等の取組を進めるため、以下の区分による1市3区域で設定します。なお、北部・西部地区については、人口規模が小さく、わずかな人口増減が見込み量等に大きく影響することから、第2期事業計画期間中の動向を注視し、必要に応じて見直し等により対応していきます。

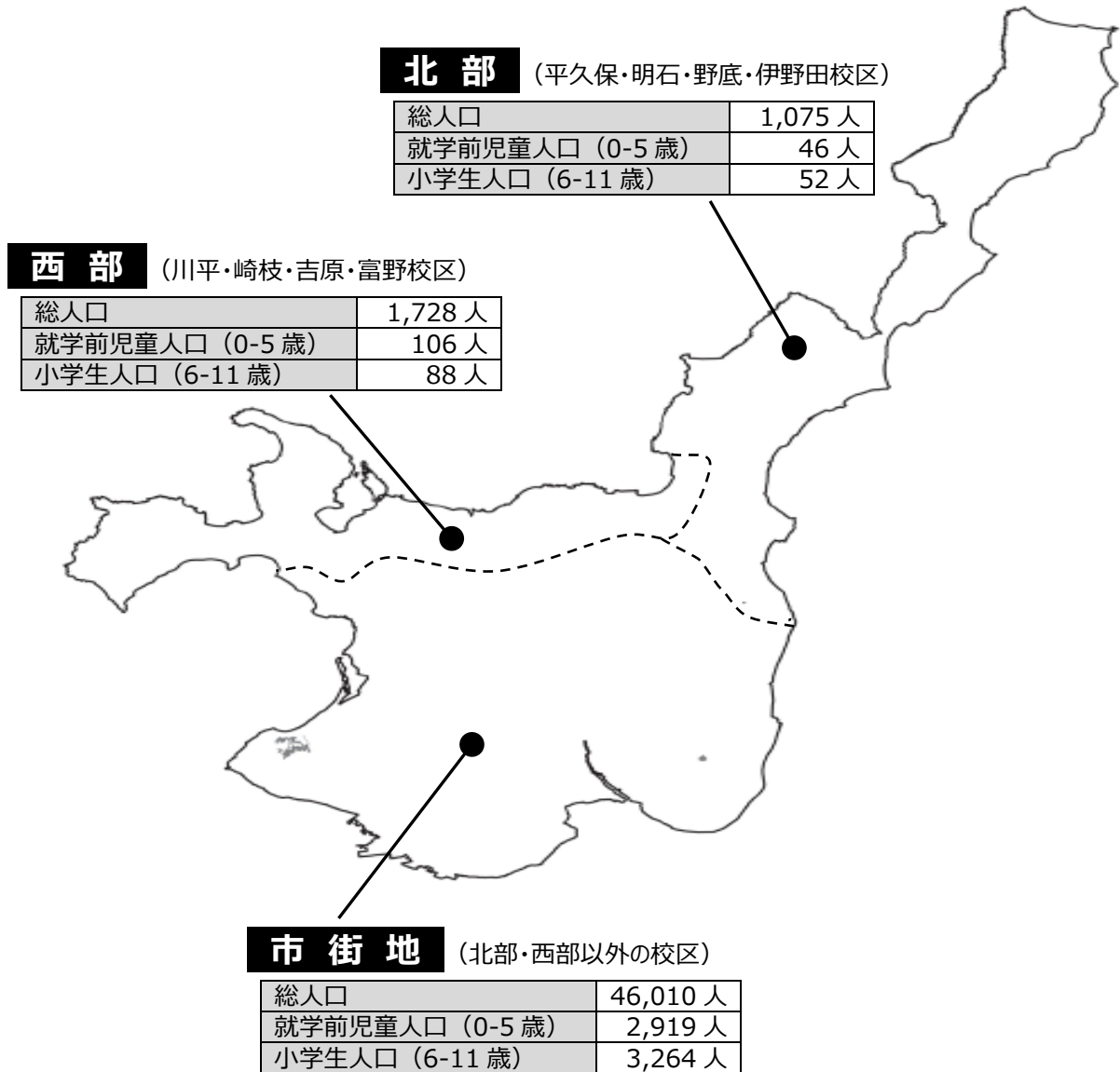
地域子ども・子育て支援事業については、事業実施主体が少なく、かつ市街地に集中している等の状況から、提供区域を1市1区域と設定し、市全域として量の確保に取り組めます。

**《教育・保育提供区域》**

提供区域名	該当校区
北部	平久保、明石、野底、伊野田校区
西部	川平、崎枝、吉原、富野校区
市街地（※）	北部・西部以外のすべての校区

（※）ここでの「市街地」とは上記の該当校区のことを指し、「石垣市都市計画マスタープラン」等での定義とは異なる。

《教育・保育提供区域（区域マップ）》 ※人口は令和4年4月1日現在





# 第2部 各論

---

---

## 第2部 各論

### 第1章 教育・保育

# 第1章 教育・保育

## 1. 教育・保育における量の見込みと確保方策（市全体）

### 1) 1号認定[教育標準時間認定]

（3～5歳／学校教育のみ利用＝認定こども園・幼稚園利用）

#### 【事業内容・量の見込み】

就学前児童に対して教育・保育を行う事業であり、1号認定は、満3歳以上で、認定こども園や幼稚園での教育を希望する児童が対象です。

計画期間内の量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が定める標準的な算出方法により算出し、さらに実際の利用実績の動向等で検証して算出しました。

#### 【確保の方策】

市全体及び各提供区域において、令和5年、令和6年は第2次計画の確保の方策として据え置き、見直しは行っておりません。

北部・西部について、10%以上の乖離がありますが、1人の増減による比率の影響が大きく、また、同区域の令和3・4年の4月・10月時点の待機児童はないことから中間年での見直しは行わず、次期計画策定時に検討します。

地域区分	量の見込み・ 確保方策		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
			計画当初	実績	計画当初	実績	計画当初	実績	計画当初	計画改定	計画当初	計画改定
市全体	[A]量の見込み	[A]	207	208	202	210	199	175	194	194	189	189
	対計画比(%)	-	-	100.5	-	104.0	-	87.9	-	100.0	-	100.0
	[B]確保の方策	[B]	630	600	645	615	645	639	644	644	644	644
	[C]需要状況 (B-A)	[C]	423	392	443	405	446	464	450	450	455	455
北部	[A]量の見込み	[A]	3	1	3	2	3	1	2	2	2	2
	対計画比(%)	-	-	33.3	-	66.7	-	33.3	-	100.0	-	100.0
	[B]確保の方策	[B]	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2
	[C]需要状況 (B-A)	[C]	0	2	0	1	0	2	0	0	0	0
西部	[A]量の見込み	[A]	5	1	5	2	5	3	4	4	4	4
	対計画比(%)	-	-	20.0	-	40.0	-	60.0	-	100.0	-	100.0
	[B]確保の方策	[B]	15	0	15	0	15	15	15	15	15	15
	[C]需要状況 (B-A)	[C]	10	-1	10	-2	10	12	11	11	11	11
市街地	[A]量の見込み	[A]	199	206	194	206	191	171	188	188	183	183
	対計画比(%)	-	-	103.5	-	106.2	-	89.5	-	100.0	-	100.0
	[B]確保の方策	[B]	612	597	627	612	627	621	627	627	627	627
	[C]需要状況 (B-A)	[C]	413	391	433	406	436	450	439	439	444	444



## 2) 2号認定[保育認定]

(3～5歳／保育の必要性あり＝認定こども園・保育所利用)

### 【事業内容・量の見込み】

就学前児童に対して教育・保育を行う事業であり、2号認定は、満3歳以上で、保育の必要な事由に該当し、認定こども園や保育所での保育を希望する児童が対象です。

計画期間内の量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が定める標準的な算出方法により算出し、さらに実際の利用実績の動向等で検証して算出しました。

### 【確保の方策】

市全体及び各提供区域において、令和5年、令和6年は第2次計画の確保の方策として据え置き、見直しは行っていません。

西部について、10%以上の乖離がありますが、1人の増減による比率の影響が大きく、また、同区域の令和3・4年の4月・10月時点の待機児童はないことから中間年での見直しは行わず、次期計画策定時に検討します。

地域区分	量の見込み・ 確保方策		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
			計画当初	実績	計画当初	実績	計画当初	実績	計画当初	計画改定	計画当初	計画改定
市全体	[A]量の見込み	[A]	1,422	1,370	1,393	1,360	1,365	1,341	1,335	1335	1,302	1302
	対計画比(%)	-	-	96.3	-	97.6	-	98.2	-	100.0	-	100.0
	[B]確保の方策	[B]	1,352	1,367	1,406	1,383	1,406	1,424	1,407	1407	1,407	1407
	[C]需要状況 (B-A)	[C]	▲ 70	▲ 3	13	23	41	83	72	72	105	105
北部	[A]量の見込み	[A]	18	20	18	19	18	21	17	17	17	17
	対計画比(%)	-	-	111.1	-	105.6	-	116.7	-	100.0	-	100.0
	[B]確保の方策	[B]	97	97	97	97	97	97	98	98	98	98
	[C]需要状況 (B-A)	[C]	79	77	79	78	79	76	81	81	81	81
西部	[A]量の見込み	[A]	33	23	32	20	31	24	31	31	30	30
	対計画比(%)	-	-	69.7	-	62.5	-	77.4	-	100.0	-	100.0
	[B]確保の方策	[B]	32	39	32	39	32	32	32	32	32	32
	[C]需要状況 (B-A)	[C]	▲ 1	16	0	19	1	8	1	1	2	2
市街地	[A]量の見込み	[A]	1,371	1,327	1,343	1,321	1,316	1,296	1,287	1287	1,255	1255
	対計画比(%)	-	-	96.8	-	98.4	-	98.5	-	100.0	-	100.0
	[B]確保の方策	[B]	1,223	1,231	1,277	1,247	1,277	1,295	1,277	1277	1,277	1277
	[C]需要状況 (B-A)	[C]	▲ 148	▲ 96	▲ 66	▲ 74	▲ 39	▲ 1	▲ 10	▲ 10	22	22

第2部 各論

第1章 教育・保育

3) 3号認定[保育認定]

(0歳、1～2歳/保育の必要性あり=認定こども園・保育所・地域型保育事業所 利用)

【事業内容・量の見込み】

就学前児童に対して教育・保育を行う事業であり、3号認定は、満3歳未満で、保育の必要な事由に該当し、認定こども園や保育所、地域型保育事業所での保育を希望する児童が対象です。

計画期間内の量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が定める標準的な算出方法により算出し、さらに実際の利用実績の動向や育児休業の取得状況等で検証して算出しました。

【確保の方策】

市全体及び各提供区域において、令和5年、令和6年は第2次計画の確保の方策として据え置き、見直しは行っていません。

(0歳)

北部・西部について、10%以上の乖離がありますが、1人の増減による比率の影響が大きく、同区域の令和3・4年の4月・10月時点の待機児童は0の為中間年での見直しは行わず、次期計画策定時に検討します。

市街地の公立で0歳児受入を行っている大川保育所では、令和5年度から0歳児受入を停止していますが、確保の方策は認可定員で集計しているため数値の変更はありません。

【0歳】

地域区分	量の見込み・ 確保方策		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
			計画当初	実績	計画当初	実績	計画当初	実績	計画当初	計画改定	計画当初	計画改定
市全体	[A]量の見込み	[A]	272	285	267	268	264	302	259	259	255	255
	対計画比(%)	-	-	104.8	-	100.4	-	114.4	-	100.0	-	100.0
	[B]確保の方策	[B]	261	260	282	278	282	311	282	282	282	282
	[C]需要状況 (B-A)	[C]	▲ 11	▲ 25	15	10	18	9	23	23	27	27
北部	[A]量の見込み	[A]	3	0	3	0	3	1	3	3	2	2
	対計画比(%)	-	-	-100.0	-	-100.0	-	-66.7	-	100.0	-	100.0
	[B]確保の方策	[B]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	[C]需要状況 (B-A)	[C]	▲ 3	0	▲ 3	0	▲ 3	▲ 1	▲ 3	▲ 3	▲ 2	▲ 2
西部	[A]量の見込み	[A]	6	0	6	0	6	0	6	6	6	6
	対計画比(%)	-	-	-100.0	-	-100.0	-	-100.0	-	100.0	-	100.0
	[B]確保の方策	[B]	9	0	9	0	9	9	9	9	9	9
	[C]需要状況 (B-A)	[C]	3	0	3	0	3	9	3	3	3	3
市街地	[A]量の見込み	[A]	263	285	258	268	255	301	250	250	247	247
	対計画比(%)	-	-	108.4	-	103.9	-	118.0	-	100.0	-	100.0
	[B]確保の方策	[B]	252	260	273	278	273	302	273	273	273	273
	[C]需要状況 (B-A)	[C]	▲ 11	▲ 25	15	10	18	1	23	23	26	26

**【1～2歳】**

北部・西部について、10%以上の乖離がありますが、1人の増減による比率の影響が大きく、また、同区域の令和3・4年の4月・10月時点の待機児童はないことから中間年での見直しは行わず、次期計画策定時に検討します。

**【1～2歳】**

地域区分	量の見込み・ 確保方策		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
			計画当初	実績	計画当初	実績	計画当初	実績	計画当初	計画改定	計画当初	計画改定
市全体	[A]量の見込み	[A]	932	870	906	830	871	779	859	859	846	846
	対計画比(%)	-	-	93.3	-	91.6	-	89.4	-	100.0	-	100.0
	[B]確保の方策	[B]	918	900	964	932	964	1,012	964	964	964	964
	[C]需要状況 (B-A)	[C]	▲ 14	30	58	102	93	233	105	105	118	118
北部	[A]量の見込み	[A]	18	9	18	5	17	5	17	17	16	16
	対計画比(%)	-	-	50.0	-	27.8	-	29.4	-	100.0	-	100.0
	[B]確保の方策	[B]	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30
	[C]需要状況 (B-A)	[C]	12	21	12	25	13	25	13	13	14	14
西部	[A]量の見込み	[A]	21	15	21	12	20	7	20	20	19	19
	対計画比(%)	-	-	71.4	-	57.1	-	35.0	-	100.0	-	100.0
	[B]確保の方策	[B]	24	16	24	16	24	24	24	24	24	24
	[C]需要状況 (B-A)	[C]	3	1	3	4	4	17	4	4	5	5
市街地	[A]量の見込み	[A]	893	846	867	813	834	767	822	822	811	811
	対計画比(%)	-	-	94.7	-	93.8	-	92.0	-	100.0	-	100.0
	[B]確保の方策	[B]	864	854	910	886	910	958	910	910	910	910
	[C]需要状況 (B-A)	[C]	▲ 29	8	43	73	76	191	88	88	99	99

## 2. 教育・保育の推進体制

### 1) 認定こども園の普及

認定こども園は、乳幼児期から学童期にわたる連続性のある教育・保育の提供が重要であるという観点から、保護者の就労に関わらず幼児教育・保育を一体的に提供する環境を整えるために創設された施設です。

本市の公立幼稚園及び保育所については、「石垣市立幼稚園・保育所あり方検討委員会」において、既存施設の建築年数や立地環境等を勘案し、段階的な認定こども園への移行に向けた検討を行うこととします。

私立については、認定こども園への移行を希望する幼稚園・保育所があれば移行に向けた取組を推進することとします。

### 2) 幼稚園教諭及び保育士の安定確保と資質の向上

#### (1) 幼稚園教諭・保育士の確保対策及び処遇改善

保育士を安定的に確保することは最重要課題であるという観点から、保育士資格を有していながら保育の職についていない保育士の復職支援（潜在保育士再就職支援事業）のほか、離島の不利性を解消するためにも、島外からの保育士誘致（石垣市島外保育士誘致支援事業）を実施し、保育人材の確保に努めます。

また、石垣市内での保育士試験実施や試験対策講座の開講、保育士等資格取得養成課程（石垣集団学習会場）の開設により、保育士資格を取得しやすい環境を整備することによって保育人材の育成及び確保に取り組めます。

加えて、人材が安定かつ長期的に勤務しやすい環境を整えるべく、行政と事業者が協働して保育士離職防止に関する取組を促進します。

#### (2) 幼稚園教諭・保育士の資質の向上

子どもを取り巻く環境が変化する中、幼児教育・保育に関するニーズも年々多種多様となっていることから、質の高い教育・保育を提供するためにも、専門的知識と技術・経験を兼ね備えた幼稚園教諭及び保育士の安定的な確保が不可欠となっています。

幼稚園教諭免許が休眠状態である幼稚園教諭、保育教諭及び保育士に対して、免許更新の受講を推進し、資質向上を図ります。

また、幼児教育に関わる幼稚園教諭及び保育士が一堂に会する「幼児教育施設合同研修会」を開催し、幼児教育に係る実態や課題等について共通理解を深める場を提供します。

さらに、保育士に関しては、石垣市内での「保育士等キャリアアップ研修」の開催を推進し、保育士及び保育所運営者の負担軽減を図るとともに、保育士の資質向上に努めます。

### 3) 教育・保育施設と地域型保育事業者との連携の推進

地域型保育事業については、3歳以上の教育・保育が同じ方向性かつ連続的に実施されるよう教育・保育施設との連携強化を図ることとされています。

平成29年度に策定した「地域型保育事業等における連携施設に関するガイドライン」に基づき、各事業者が連携施設を確保することを基本とした上で、公立の認定こども園を連携施設として設定することや、当該事業所が連携施設を確保できるよう市が積極的な関与・役割を果たし、連携体制の構築に向けた取組を進めます。

### 4) 教育・保育施設と小学校との連携の推進

子どもの発達や学びの連続性を保障するためにも、幼児期と児童期の教育が円滑に接続し、体系的な教育が組織的に行われることが重要であるという観点から、保育所－幼稚園－認定こども園－小学校間（以下「保幼こ小」という。）の連携体制の更なる強化が不可欠です。

本市においては、第1期事業計画期間内に進めてきた教育・保育施設の整備に伴い、地域の保育ニーズに応じた保育施設の増設を行ってきたことから、保幼こ小連携の重要性が今後一層高まることが想定されます。

幼小接続アドバイザーやコーディネーター及び指導主事が中心となり、保幼こ小児童の交流や教諭・保育士相互の合同研修の実施、施設間の情報共有を強化し、教育・保育施設と小学校との連携を推進します。

### 5) 「子育てのための施設等利用給付」（幼児教育・保育無償化）の円滑な実施

「子育てのための施設等利用給付」については、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性、特定子ども・子育て支援施設等の運営に支障がないよう、給付の回数及び時期に配慮し、実施します。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等を行うために、情報提供や立入調査への同行、関係法令に基づく是正指導等の協力を要請する等、県と連携を図っていきます。

## 第2章 地域子ども・子育て支援事業

### 1) 延長保育事業（時間外保育事業）

#### 【事業内容・量の見込み】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間に、認定こども園および保育所等において保育を実施する事業です。

計画期間内の量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が定める標準的な算出方法により算出し、さらに実際の利用実績の動向等で検証して算出しました。

中間見直し計画期間内の量の見込みは、実際の利用実績の動向等を勘案して算出しました。

#### 【確保の方策】

令和2年度から、認定こども園および保育所等（15か所）、令和4年度から17か所において、ニーズに対応していきます。

量の見込み・確保の方策				令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
				計画当初	実績	計画当初	実績	計画当初	実績	計画当初	計画改定	計画当初	計画改定
[A]量の見込み	利用人数	(人)	[A]	306	355	320	411	333	420	350	420	360	420
	対計画比(%)	利用割合	(%)	-	116.0	-	128.4	-	120.1	-	114.3	-	111.1
[B]確保の方策	利用人数	(人)	[B]	306	355	320	411	333	420	350	420	360	420
[C]需要状況 (B-A)	差	(人)	[B-A]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
[B]確保の方策	施設数	(か所)	-	15	14	15	16	15	17	15	17	15	17

## 2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

### 【事業内容・量の見込み】

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業であり、令和4年度現在20か所（公設8、民間12）で実施しています。

計画期間内の量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が定める標準的な算出方法により算出し、さらに実際の利用実績の動向等で検証して算出しました。

中間見直し計画期間内の量の見込みは、実際の利用実績の動向等を勘案して算出しました。

### 【確保の方策】

公設施設を活用した放課後児童クラブは、令和4年度以降8か所でニーズに対応していきます。

民間施設は、令和5年度以降15か所に増やし受け皿を確保します。

あわせて、クラブ開所時間の延長やクラブの周知等に取り組み、サービスを必要としている児童が利用しやすい環境づくりを進めます。

量の見込み・確保の方策				令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度		
				計画当初	実績	計画当初	実績	計画当初	実績	計画当初	計画改定	計画当初	計画改定	
[A]量の見込み	利用人数	(人)	[A]	516	516	507	507	510	598	497	680	489	668	
対計画比(%)	利用割合	(%)	-	-	100.0	-	100.0	-	117.3	-	136.8	-	136.6	
[B]確保の方策	登録児童数	(人)	[B]	441	460	481	509	521	569	521	625	521	625	
[C]需要状況 (B-A)	差	(人)	[B-A]	▲75	▲56	▲26	2	11	▲29	24	▲55	32	▲43	
[B]確保の方策	施設数	公設施設 ※	(か所)	[C]	4	7	5	7	6	8	6	8	6	8
	施設数	民間施設	(か所)	[D]	9	10	9	10	9	12	9	15	9	16
	施設数	計	(か所)	[C+D]	13	17	14	17	15	20	15	23	15	24

※「公設施設」を活用した施設数を計上しており、公設民営に限らず、民設民営の施設も含まれます。

## 第2部 各論

### 第2章 地域子ども・子育て支援事業

#### 3) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

##### 【事業内容・量の見込み】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です（短期入所生活援助事業〔ショートステイ〕）。令和4年度現在、受入れ施設1か所（児童養護施設ならさ）で実施しています。

計画期間内の量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が定める標準的な算出方法により算出し、さらに実際の利用実績の動向等で検証して算出しました。

##### 【確保の方策】

現在の受入れ施設（1か所）で引き続きニーズに対応していますが、令和6年度は3か所に対応します。

新型コロナウイルス感染症等によりサービスが利用できない場合があるなど、受け入れ先を増加する必要があります。また、今後、里親登録している方との委託契約等も検討していきます。

量の見込み・確保の方策				令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
				計画当初	実績	計画当初	実績	計画当初	実績	計画当初	計画改定	計画当初	計画改定
[A]量の見込み	利用人数	(人)	[A]	93	0	91	4	89	89	87	87	85	85
対計画比(%)	利用割合	(%)	-	-	0.0	-	4.4	-	100.0	-	100.0	-	100.0
[B]確保の方策	利用人数	(人)	[B]	260	260	260	260	260	260	260	260	260	260
[C]需要状況 (B-A)	差	(人)	[B-A]	167	260	169	256	171	171	173	173	175	175
[B]確保の方策	施設数	(か所)	-	1	1	1	1	1	1	1	1	1	3



## 4) 地域子育て支援拠点事業

### 【事業内容・量の見込み】

乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行う事業であり、令和4年度現在、公立5か所（こっこーま、おおはまこども園、まきらこども園、へいしんこども園、あらかわこども園）、私立2か所（ゆい、なごみの広場）で実施しています。

計画期間内の量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が定める標準的な算出方法により算出し、さらに実際の利用実績の動向等で検証して算出しました。

中間見直し計画期間内の量の見込みは、実際の利用実績の動向等を勘案して算出しました。

### 【確保の方策】

令和5年度以降、既存施設に加え2施設（公立認定こども園1園及び私立認定こども園1園）を拠点施設とするとともに、就学前の子どもを持つ保護者がより身近な地域で相談等の対応ができるようにします。

令和2年度から4年度まではコロナ禍で休園等があり利用者数が少ない状況でしたが、令和5年度以降はコロナ禍以前の状況を見込んでいます。

量の見込み・確保の方策				令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
				計画当初	実績	計画当初	実績	計画当初	実績	計画当初	計画改定	計画当初	計画改定
[A]量の見込み	利用人数	(人)	[A]	2,810	3,459	2,742	2,749	2,659	2,484	2,616	2956	2,579	2956
対計画比(%)	利用割合	(%)	-		123.1		100.3		93.4		113.0		114.6
[B]確保の方策	利用人数	(人)	[B]	2,810	3,648	2,742	3,648	2,659	3,840	2,616	4560	2,579	4560
[C]需要状況 (B-A)	差	(人)	[B-A]	0	189	0	899	0	1356	0	1604	0	1604
[B]確保の方策	施設数	(か所)	-	9	7	10	7	10	7	11	9	11	9

## 5) 一時預かり事業（幼稚園在園児を対象とした一時預かり）

### 【事業内容・量の見込み】

幼稚園における預かり保育による昼間の一時預かり事業であり、令和元年度は、6か所で実施していましたが、2号認定の受け皿整備により、令和4年度現在、北部の幼稚園3か所で実施しています。

計画期間内の量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が定める標準的な算出方法により算出し、さらに実際の利用実績の動向等で検証して算出しました。

### 【確保の方策】

幼児教育を希望し、かつ教育時間前後の預かりも希望する者（幼稚園の預かり保育ニーズ）については、令和5年度以降は、一時預かりではなく、教育・保育の2号認定（新2号認定）としてニーズを見込み、対応していきます。

## 第2部 各論

### 第2章 地域子ども・子育て支援事業

#### 6) 一時預かり事業（幼稚園預かり保育以外）

##### 【事業内容・量の見込み】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、一時的な預かりを行う事業であり、子育て短期支援事業【トワイライトステイ】、子育て援助活動支援事業【ファミリー・サポート・センター事業】（就学前児童【0～5歳】分）、その他での一時預かりが該当します。

本市では、令和4年度現在、ファミリー・サポート・センター事業、その他での一時預かりを実施しています。

計画期間内の量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が定める標準的な算出方法により算出し、さらに実際の利用実績の動向等で検証して算出しました。

中間見直し計画期間内の量の見込みは、実際の利用実績の動向等を勘案して算出しました。

##### 【確保の方策】

ファミリー・サポート・センターに加え、保育士の確保を進め、令和6年度までに4施設での一時預かり受け入れ体制を構築します。

コロナ禍で利用者数が落ち込んでいましたが、今後は利用者の増加を想定し中間見直しを行いました。

量の見込み・確保の方策				令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
				計画当初	実績	計画当初	実績	計画当初	実績	計画当初	計画改定	計画当初	計画改定
[A]量の見込み	利用人数	(人)	[A]	1,997	386	1,951	648	1,901	814	1,865	1,701	1,829	1,701
対計画比(%)	利用割合	(%)	-	-	19.3	-	33.2	-	42.8	-	91.2	-	93.0
[B]確保の方策	利用人数	(人)	[B]	11,600	7,051	11,600	7,181	11,600	7,968	11,600	9,360	11,600	9,360
[C]需要状況(B-A)	差	(人)	[B-A]	9,603	6,665	9,649	6,533	9,699	7,154	9,735	6,475	9,771	6,511

##### 【詳細】

量の見込み・確保の方策					令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
					計画当初	実績	計画当初	実績	計画当初	実績	計画当初	計画改定	計画当初	計画改定
下記以外の一時預かり	[A]量の見込み	利用入日数	(人日)	[A]	-	55	-	187	-	286	-	1,020	-	1,020
	[B]確保の方策	利用入日数	(人日)	[B]	10,400	6,720	10,400	6,720	10,400	7,440	10,400	8,160	10,400	8,160
	[C]需要状況(B-A)	差	(人日)	[B-A]	-	6,665	-	6,533	-	7,154	-	7,140	-	7,140
	[B]確保の方策	施設数	(か所)	-	4	2	4	2	4	3	4	4	4	4
ファミリー・サポート・センター	[A]量の見込み	利用入日数	(人日)	[A]	-	331	-	461	-	528	-	681	-	681
	[B]確保の方策	利用入日数	(人日)	[B]	1,200	331	1,200	461	1,200	528	1,200	1,200	1,200	1,200
	[C]需要状況(B-A)	差	(人日)	[B-A]	-	0	-	0	-	0	-	550	-	550
トワイライトステイ	[A]量の見込み	利用入日数	(人日)	[A]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	[B]確保の方策	利用入日数	(人日)	[B]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	[C]需要状況(B-A)	差	(人日)	[B-A]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	[B]確保の方策	施設数	(か所)	-	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

**7) 病児保育事業、子育て援助活動支援事業** (ファミリー・サポート・センター事業[病児・緊急対応強化事業])

**【事業内容・量の見込み】**

病児について、病院や保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等をする事業であり、令和4年度現在、ファミリー・サポート・センター事業（病児・緊急対応強化事業）で対応しています。

計画期間内の量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が定める標準的な算出方法により算出し、さらに実際の利用実績の動向等で検証して算出しました。

**【確保の方策】**

ファミリー・サポート・センターに加え、病後児保育施設1か所の開設によるニーズ対応を目指します。

量の見込み・確保の方策				令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
				計画当初	実績	計画当初	実績	計画当初	実績	計画当初	計画改定	計画当初	計画改定
[A]量の見込み	利用人数	(人日)	[A]	1,760	27	1,720	11	1,670	6	1,640	1,640	1,610	1,610
対計画比(%)	利用割合	(%)	-	-	1.5	-	0.6	-	0.4	-	100.0	-	100.0
[B]確保の方策	利用人数	(人日)	[B]	340	340	1,720	340	1,670	340	1,640	1,640	1,610	1,610
[C]需要状況 (B-A)	差	(人日)	[B-A]	▲ 1,420	313	0	329	0	334	0	0	0	0

**【詳細】**

量の見込み・確保の方策				令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
				計画当初	実績	計画当初	実績	計画当初	実績	計画当初	計画改定	計画当初	計画改定
病児・病後児保育	[B]確保の方策	利用入日数	(人日)	0	0	1,380	0	1,330	0	1,300	1,300	1,270	1,270
	[B]確保の方策	施設数	(か所)	0	0	1	0	1	0	1	1	1	1
ファミリー・サポート・センター	[B]確保の方策	利用入日数	(人日)	340	340	340	340	340	340	340	340	340	340

## 第2部 各論

### 第2章 地域子ども・子育て支援事業

#### 8) 子育て援助活動支援事業【ファミリー・サポート・センター事業】（就学児 分）

##### 【事業内容・量の見込み】

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業であり、ここでは「就学児（6～11歳）」の利用に係る量の見込みを算出するものです（就学前児童[0～5歳]分は「6.一時預かり事業」参照）。

本市では、令和4年度現在、ファミリー・サポート・センター事業として実施しています。

計画期間内の量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が定める標準的な算出方法により算出し、さらに実際の利用実績の動向等で検証して算出しました。

##### 【確保の方策】

放課後児童クラブ等の他のサービスで対応できないケース等を中心に、引き続き、ファミリー・サポート・センター事業において対応していきます。

量の見込み・確保の方策				令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
				計画当初	実績	計画当初	実績	計画当初	実績	計画当初	計画改定	計画当初	計画改定
[A]量の見込み	利用人数	(人日)	[A]	344	159	335	124	334	96	328	328	324	324
対計画比(%)	利用割合	(%)	-	-	46.2	-	37.0	-	28.7	-	100.0	-	100.0
[B]確保の方策	利用人数	(人日)	[B]	1,200	159	1,200	124	1,200	96	1,200	1,200	1,200	1,200
[C]需要状況 (B-A)	差	(人日)	[B-A]	856	0	865	0	866	0	872	872	876	876

## 9) 利用者支援事業

### 【事業内容・量の見込み】

子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

下記のいずれかの類型を選択して実施するものであり、本市では、子育て支援課に特定型1か所を設置し、令和4年度から基本型3か所でニーズに対応しています。

計画期間内の量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が定める標準的な算出方法により算出し、さらに実際の利用実績の動向等で検証して算出しました。

中間見直し計画期間内の量の見込みは、実際の利用実績の動向等を勘案して算出しました。

### 《利用者支援事業の類型》

基本型	<ul style="list-style-type: none"> <li>「利用者支援」と「地域連携」をともに実施する形態</li> <li>主として行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用</li> </ul>
特定型	<ul style="list-style-type: none"> <li>主に「利用者支援」を実施する形態</li> <li>※地域連携については行政がその機能を果たす</li> <li>主として行政機関の窓口等を活用</li> </ul>
母子保健型 (子育て世代包括支援センター)	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応（妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築）</li> <li>主として市町村保健センター等母子保健に関する相談機能を有する施設で実施</li> </ul>

### 【確保の方策】

市の子育て支援課で実施している「特定型」に加え、市健康福祉センターで「母子保健型」の実施体制を構築し、今後、基本型を新たに増やし受け皿の確保を図ります。

量の見込み・確保の方策				令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
				計画当初	実績	計画当初	実績	計画当初	実績	計画当初	計画改定	計画当初	計画改定
[A]量の見込み	施設数	(か所)	[A]	1	1	2	1	2	4	2	7	2	7
対計画比(%)	利用割合	(%)	-	-	100.0	-	50.0	-	250.0	-	350.0	-	350.0
[B]確保の方策	施設数	(か所)	[B]	1	1	2	1	2	4	2	7	2	7
[C]需要状況 (B-A)	差	(か所)	[B-A]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
[B]確保の方策 (詳細)	施設数	基本型	(か所)	[C]	0	0	0	0	3	0	5	0	5
	施設数	特定型	(か所)	[D]	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	施設数	母子保健型	(か所)	[C+D]	0	0	1	0	1	0	1	1	1

## 第2部 各論

### 第2章 地域子ども・子育て支援事業

#### 10) 妊婦健康診査事業

##### 【事業内容・量の見込み】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

妊婦健康診査は安全・安心な出産のために重要であることから、子ども・子育て支援法において、母子保健法に基づく妊婦健診を「地域子ども・子育て支援事業」に位置づけています。本市では、令和4年度現在、市内の医療機関2か所で実施しています。

計画期間内の量の見込み・中間年見直し計画期間内の量の見込みは、0歳児の推計人口をもとに算出しました。

##### 【確保の方策】

対象となる妊婦全員の実施（受診率100%）を目指します。妊婦健診未受診者への介入も図ります。

量の見込み・確保の方策				令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
				計画当初	実績	計画当初	実績	計画当初	実績	計画当初	計画改定	計画当初	計画改定
[A]量の見込み	利用人数	(人)	[A]	516	547	507	508	501	508	491	492	485	483
対計画比(%)	利用割合	(%)	-	-	106.0	-	100.2	-	101.4	-	100.2	-	99.6
[B]確保の方策	実施人数	(人)	[B]	516	512	507	482	501	508	491	492	485	483
[C]需要状況 (B-A)	差	(人)	[B-A]	0	-35	0	-26	0	0	0	0	0	0

## 1 1) 乳幼児家庭全戸訪問事業

### 【事業内容・量の見込み】

生後4カ月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業であり、令和4年度現在、健康福祉センターの保健師、及び母子保健推進員、助産師で実施しています。

計画期間内の量の見込み・中間年見直し計画期間内の量の見込みは、0歳児の推計人口をもとに算出しました。

### 【確保の方策】

対象となる新生児全員の実施（実施率100%）を目指します。

量の見込み・確保の方策				令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
				計画当初	実績	計画当初	実績	計画当初	実績	計画当初	計画改定	計画当初	計画改定
[A]量の見込み	利用人数	(人)	[A]	516	567	507	552	501	452	491	492	485	483
対計画比(%)	利用割合	(%)	-	-	109.9	-	108.9	-	90.2	-	100.2	-	99.6
[B]確保の方策	実施人数	(人)	[B]	516	313	507	307	501	250	491	492	485	483
[C]需要状況 (B-A)	差	(人)	[B-A]	0	▲254	0	▲245	0	▲202	0	0	0	0

## 1 2) 養育支援訪問事業

### 【事業内容・量の見込み】

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業であり、令和4年度現在、NPO法人1か所に委託実施しています（NPO法人 子育てサポートやいま）。

計画期間内の量の見込みは、ニーズ調査結果をもとに国が定める標準的な算出方法により算出し、さらに実際の利用実績の動向等で検証して算出しました。

中間見直し計画期間内の量の見込みは、実際の利用実績の動向等を勘案して算出しました。

### 【確保の方策】

対象となる全家庭での実施（実施率100%）を目指します。

量の見込み・確保の方策				令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
				計画当初	実績	計画当初	実績	計画当初	実績	計画当初	計画改定	計画当初	計画改定
[A]量の見込み	利用人数	(人)	[A]	46	14	47	7	48	7	48	48	49	49
対計画比(%)	利用割合	(%)	-	-	30.4	-	14.9	-	14.6	-	100.0	-	100.0
[B]確保の方策	実施人数	(人)	[B]	46	14	47	7	48	7	48	48	49	49
[C]需要状況 (B-A)	差	(人)	[B-A]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

## 第2部 各論

### 第3章 その他の子ども・子育て支援に係る推進施策

## 第3章 その他の子ども・子育て支援に係る推進施策

本章は、次世代育成支援対策推進法に基づく本市の行動計画に該当するものです。

中間年見直しに関する推進項目を記載しました。

#### 【見直し点】

1. **本市の離婚率は全国よりも高い水準であり、ひとり親家庭の経済状況は依然として厳しい状態です。**
  1. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進 2) 仕事と子育ての両立支援  
(3) ひとり親家庭における両立と自立促進の推進内容の一部変更
2. **現在の居場所では小中学生を対象としています。高校生、過卒生等の居場所がなく、高校生でも、学校に行けない、定時制等に籍のみ置いて通えていない生徒などがいます。義務教育生徒以外の児童の居場所の必要性があります。**
  2. 児童館等の居場所づくり 2) その他の居場所づくり  
(2) 子どもの貧困対策による居場所づくりの追記

### 1. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

#### 1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する啓発

##### (1) 市民に対する啓発

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、一方で子育てや介護等の家庭の時間、地域活動など生活面での充実を両立することを目指す「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」について、市広報紙・パンフレット等の紙媒体やホームページ、各種講座等の多様な機会を活用し、広く市民に啓発していきます。

特に男性に対する長時間労働の削減や仕事中心のライフスタイルの見直しに向けた啓発に努めます。

##### (2) 企業・事業所に対する啓発

企業・事業所に対しても、市民と同様に各種媒体を活用するとともに、国・県等の関係機関とも連携しながら、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」について、啓発していきます。

特に企業・事業所については、長時間労働の是正や育児休業等の各種休業制度の周知等により、労働者が働きやすい環境づくりと、「育児・介護休業法」や「男女雇用機会均等法」、「女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）」等の関連法令の遵守について啓発していきます。

また、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の観点から従業員が働きやすい環境づくりに取り組んでいる市内の企業・事業所の情報を収集し、適宜、他の企業・事業所に情報提供するなど、好事例の共有促進に努めます。



## 2) 仕事と子育ての両立支援

### (1) 就業に対する支援

市全体の雇用促進を図るため、平成31年2月に沖縄労働局と「石垣市雇用対策に関する協定」を締結し、本市が抱える雇用環境と人手不足の改善や求人・求職者数の拡大、求職者と企業間のミスマッチ解消などに連携して取組み、雇用の質の向上に取り組むこととしました。

その一環として、ハローワーク等の関係機関と連携して就業に関する説明会・講習会等の開催に取り組むとともに、特に子育て中の保護者に対する相談や子育てとの両立に配慮した支援に努めます。

保護者により就労形態や就労時間が異なることから、保護者のニーズや本市の実情を踏まえて、多様な働き方に対する支援サービスの充実に取組みます。

### (2) 地域子ども・子育て支援事業等の充実

教育・保育をはじめ、延長保育事業や、病児・病後児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業等の充実により多様な働き方をする保護者のニーズに対応をしていくとともに、保護者に対する情報提供や必要に応じた相談・助言を行うための地域子育て支援拠点事業や利用者支援事業の拡充や周知を図り、働く保護者にとって、仕事と子育ての両立がしやすい環境の整備に努めます。

### (3) ひとり親家庭における両立と自立促進

子育てや養育に対する不安や、雇用・収入などの経済的不安など、課題を抱えているひとり親家庭において、生活の安定、子どもたちの健全な成長を支えるため、女性相談員・母子父子自立支援員の設置や、各種サービスの提供、関係機関・民間団体との連携等を図ります。また子どもの福祉の観点から、養育費確保・面会交流の相談等、ひとり親支援を推進します。

## 2. 児童館等の居場所づくり

### 1) 児童館

令和元年度現在、本市の児童館は「石垣市子どもセンター」（石垣市健康福祉センター内）の1か所であり、小学生以下の利用が大半を占めています。本計画策定にあたり実施したニーズ調査では、就学前児童及び小中学生の保護者から子どもの居場所に関する要望が強く、児童館についても適切な居場所として、増設や対象年齢の拡大、機能の充実等が求められています。

このため、「石垣市立保育所施設利活用検討委員会」での検討を踏まえて、閉所した保育施設を改修し、令和2年度に「とのすく児童館」として期間を決めて利活用を行いました。

今後、新川地域居住機能再生計画に基づき、新川地区における住環境の向上の観点から、団地余剰地を活用した児童館整備を行い、令和6年度中の開館に向けた取組を進めます。

また、市街地の中学校区に1か所児童館を整備することを検討していきます。

## 2) その他の居場所づくり

### (1) 小学生の放課後の居場所づくり

小学生の放課後の居場所づくりとして、「放課後児童健全育成事業」（各論第2章-2）参照）や、「放課後子ども教室」を計画的に整備するとともに、両事業の連携・協働等により放課後対策を推進します（各論第4章参照）。

### (2) 子どもの貧困対策による居場所づくり

本市では、沖縄県の補助事業を活用した子どもの貧困対策事業の一環として「子どもの居場所運営事業」を実施し、令和4年度現在、「子どもホッ！とステーション」を4か所設置しています。

これらの子どもの居場所は、放課後から家庭へのつなぎの場所として、各居場所の機能に応じて、「食事の提供」「学習支援」「生活指導」「キャリア形成等支援活動」「ソーシャルワーク」などを実施する居場所の運営を行い、健全な支援員による寄り添い支援により、子どもの心身の健康状態及び自己肯定感の向上を図ることを目的に実施しています。

**また、若年妊産婦の居場所事業として1か所設置し、社会的に孤立困窮した若年妊産婦に居場所を提供し相談支援を行っています。**

今後も開設済の居場所において上記の目的に則した運営を継続するとともに、市内に所在する法人や自治会、学校PTA等の地域主導の活動による新たな居場所づくりに対して支援を行い、地域で見守る子育て環境づくりに取組みます。

### (3) 特別な配慮を要する子どもの居場所づくり

地域の中で、すべての子どもが健やかに育つことができる環境を整えるために子どもの発達や子育てに関する「すこやか相談窓口」を設置し、相談の内容に応じて、切れ目のない支援を提供できる体制づくりを行っています。

特別な配慮を要する子どもに対しては、「石垣市障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づき、「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」等により、必要な療育や生活能力向上等のための指導・訓練等を行う通所サービスを提供していきます。

加えて、子どもが必要とする支援を受けることができるよう、教育・保育施設における補助者や支援員の加配を実施し、すべての子どもが健やかに育つことができる居場所づくりに取組みます。

### (4) 安心・安全な子どもの居場所づくり

子どもたちが全身を力いっぱい動かして遊ぶことができる公園は、元気で健やかに成長していく上で重要な役割を担っています。石垣市中央運動公園やサッカーパークあかんま、住区基幹公園等の維持管理により、安心・安全な子どもの居場所づくりに努めます。

### **(5) 地域（結い）の力を活かした子どもの居場所づくり**

地域社会の変容や家族形態等が変化するなかで、支援を必要とする市民一人ひとりのニーズに応じて適切な支援を提供していく「地域づくり」が必要とされています。地域にある既存施設や人材を有効に活用し、地域の実情や特性に応じた子どもの居場所づくりに取組みます。

## 第4章 新放課後子ども総合プラン石垣市行動計画

### 1. 新放課後子ども総合プラン石垣市行動計画

#### 1) 基本方針

- ① 「小1の壁」の打破や待機児童解消、放課後における児童の安全・安心な居場所づくりの観点から、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の更なる設置と充実を図るとともに、石垣市小学校放課後使用可能教室等活用指針に基づき、小学校施設を活用した事業の運営・実施に取り組めます。
- ② 福祉部、教育委員会、実施団体が連携・協力し、放課後児童クラブ・放課後子ども教室の事業の充実・推進を図るとともに、本市の実情に応じた形で両事業が連携可能なプログラムの実践や一体型・連携型の事業実施が行える体制づくりに取り組めます。

#### 2) 中間年見直し事業量

##### 【① 団体数】

量の見込み・確保の方策				令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
				計画当初	実績	計画当初	実績	計画当初	実績	計画当初	計画改定	計画当初	計画改定
放課後児童クラブ	[A]量の見込み	施設数	[A]	13	17	14	17	15	20	15	23	15	24
	対計画比(%)	施設割合	-	-	130.8	-	121.4	-	133.3	-	153.3	-	160.0
放課後子ども教室	[A]量の見込み	施設数	[A]	19	19	20	12	21	12	21	12	21	12
	対計画比(%)	施設割合	-	-	100.0	-	60.0	-	57.1	-	57.1	-	57.1
一体型・連携型 (事業実施回数)	[A]量の見込み	施設数	[A]	1	1	1	0	1	0	1	1	1	1
	対計画比(%)	施設割合	-	-	100.0	-	0.0	-	0.0	-	100.0	-	100.0

##### 【② 登録児童数】

量の見込み	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度		
	登録児童	全児童数	割合	登録児童	全児童数	割合	登録児童	全児童数	割合	登録児童	全児童数	割合	登録児童	全児童数	割合
放課後児童クラブ	460	3,387	13.6%	509	3,319	15.3%	569	3,314	17.2%	625	3,263	19.2%	625	3,273	19.1%
放課後子ども教室	327	3,387	9.7%	292	3,319	8.8%	294	3,314	8.9%	300	3,263	9.2%	300	3,273	9.2%
合計	787	3,387	23.2%	801	3,319	24.1%	863	3,314	26.0%	925	3,263	28.3%	925	3,272	28.3%

##### 【③ スタッフ数】

量の見込み		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
放課後児童クラブ	人	96	98	125	143	152
放課後子ども教室	人	244	215	198	200	200
合計	人	340	313	323	343	352

### 3) 課題及び対応策

#### (1) 受入児童数の拡大

本市の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の受入可能児童数は、ニーズに対してまだ不足している状況にあることから、継続して新規団体等の設置に努め、受け入れ児童数の拡大を図ります。

#### (2) 一体型及び連携型の実施に関する具体的方策

本市の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室は、現計画のもと概ね計画どおりの設置が行われていますが、本市の放課後児童クラブの多くは民間団体が実施し、また8つの団体を除き小学校敷地外で行っているため、一体型及び連携型の実施にあたり、団体の連携、協働が難しい状況にあります。

一体型及び連携型の事業の実施に向け、福祉部、教育委員会と実施団体間の更なる連携の強化が必要となるため、放課後児童クラブ及び放課後子ども教室共通のプログラムの実践等を行い、関係機関の連携を深め、一体型・連携型の事業実施が行える体制づくりに取組むとともに事業展開・推進を図ります。

#### (3) 使用可能教室の確保・設置

児童の安全・安心な放課後の居場所として、小学校敷地内で放課後児童クラブ及び放課後子ども教室を実施する事が望ましいと国も示していますが、本市の小学校の状況として使用可能な教室は少なく、放課後児童クラブを実施する専用施設や放課後子ども教室で使用する教室等においても確保が難しい状況にあります。

使用可能教室の使用に関しては、前計画に引き続き、平成30年3月に策定した石垣市小学校放課後使用可能教室等活用指針に基づき、学校と協議の上、学校運営に支障のない範囲で、学校施設の活用を行います。放課後児童クラブの新規団体の参入については、使用可能教室の活用とともに小学校敷地外での設置も視野に入れ進めます。放課後子ども教室については、小学校と調整・協議を行い使用可能教室を活用した事業の実施にあたります。

#### (4) 人材の確保

放課後児童支援員について、認定資格研修を受講する等、専門的知識が必要なことから確保が厳しい状況にあり、放課後子ども教室についても、新規団体の設置の際や事業の実施に関わるスタッフが不足している状況にあります。

人材の確保について、放課後児童支援員については、専門的知識が必要なことから、認定資格研修及び市が実施する放課後児童支援員等資質向上研修により、専門的知識や技術の向上に努めます。放課後子ども教室については、学び遊び人材バンクの活用や地域の保護者等の協力を求めるなど、人材の確保に努めます。

あわせて、特別な配慮が必要な児童への対応について、放課後児童クラブについては、支援員を配置します。放課後子ども教室については、他の児童と変わらぬサポートが受けられるよう、人材の確保も含めた対応に努めます。

## 第2部 各論

### 第4章 新放課後子ども総合プラン石垣市行動計画

#### **(5) 放課後子ども教室の低学年児童の参加**

低学年の参加者が少ないというアンケートの結果から、1年生を主とした低学年児童の参加の底上げを図る必要があるため、地域の協力や学び遊び人材バンク等を活用し、安全・安心な居場所づくりや「小1の壁」の打破という本プランの趣旨の周知を図り、新規団体の参入等、新たな低学年児童の受入れ体制づくりに努めます。

あわせて、現在活動している団体についても、低学年の一部公募による受入れを依頼するなど低学年児童の参加に向けた新たな取組を進めます。

#### **(6) 放課後児童クラブの開所時間に関する延長の取組み**

本市の放課後児童クラブの開所時刻は18～19時となっており、平成30年度に実施したニーズ調査の結果では保護者のニーズを満たしていますが、今後の放課後児童クラブの受入れ児童数の拡大等により、保護者の希望が変化すると考えられるため、実情に応じて開所時間の延長に取組みます。

#### **(7) 放課後児童クラブの周知の推進**

市の公式ホームページに入所に関する申込み方法を掲載する等、情報提供に努め、利用希望者や地域住民に対する放課後児童クラブの周知を推進します。

## 第5章 計画の推進

### 1. 計画の進行管理

本計画に示した各種施策・事業について、年度ごとに進捗状況を整理し、庁内において点検・評価を行います。また、その結果を「石垣市子ども・子育て会議」に報告し、確認いただくとともに、計画推進にあたっての意見・助言等をいただきながら計画を推進していきます。

### 2. 計画の推進のための各主体の役割

本計画を推進し、計画の基本理念「生まれどう宝（子宝こそ第一） ふぁーまー（子・孫） 元気 結い（地域）で子育て」を実現するためには、家庭をはじめ、地域や企業・事業所、行政等のさまざまな主体が、それぞれの役割を果たしながら、協働して取り組むことが必要です。

本項では、計画推進に特に関連の深い主体ごとに、期待される役割を整理しました。

これらを参考にしながら、主体ごとの取組を進め、社会全体で協働して、子ども・子育てにやさしいまちづくりの実現を目指しましょう。

#### 《各主体に期待される役割》

家庭	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 男女がともに協力して子育てに関わり、子育ての喜びや責任を分かち合いましょう。</li> <li>● 働く保護者は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を大切にしましょう。</li> </ul>
地域 (市民や地域団体等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 市民一人ひとりが子育てに対する理解と関心を深め、子どもの育ちや子育てに協力し、地域（ゆい）で子育てを支えましょう。</li> <li>● 民生委員・児童委員やボランティア等の地域団体は、行政では行き届かないきめ細やかな活動を行うことができます。このような特性を活かして子育て支援に取り組みましょう。</li> </ul>
企業・事業所	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 男女とも多様な働き方が選択でき、子育てと仕事の両立に理解ある職場づくりに取り組みましょう。</li> <li>● 労働者一人ひとりのライフステージにあわせて、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できる雇用環境づくりに取り組みましょう。</li> </ul>
教育・保育等サービス事業者 (教育・保育、地域子ども・子育て支援事業等の事業者)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用者本位の質の高いサービスの提供に取り組みましょう。</li> </ul>
行政（石垣市）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本計画及び関連計画を着実に実施し、本市の子ども・子育て支援及び次世代育成支援の充実を図ります。</li> <li>● 家庭や地域、企業・事業所等に対して、子ども・子育て支援及び次世代育成支援の重要性を啓発し、各主体と連携・協働して取組を推進していきます。</li> </ul>

# 資料編

---

---



## 1. 石垣市子ども・子育て支援事業計画 資料編

### 1) 石垣市子ども・子育て会議条例

石垣市子ども・子育て会議条例

平成 25 年 12 月 18 日

条例第 34 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。以下「法」という。)第 72 条第 1 項の規定に基づき、石垣市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

2 この条例は、石垣市自治基本条例(平成 21 年石垣市条例第 23 号)第 26 条の規定に基づき、定めるものとする。

(平 27 条例 4・平 28 条例 4・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 子ども・子育て会議は、法第 72 条第 1 項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議の委員は、17 人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する事業に関係する者
- (3) 子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。委員の任期は、委嘱された日から翌年度末までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(平 31 条例 7・一部改正)

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議は、必要に応じ会長が招集し、会長が議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

## 資料編

### 1. 石垣市子ども・子育て支援事業計画 資料編

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 子ども・子育て会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所掌する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(石垣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 石垣市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和47年石垣市条例第70号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則(平成27年条例第4号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年条例第4号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年条例第7号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 2) 石垣市子ども・子育て会議委員名簿

	条例項目	所属	役職	氏名	備考
1	(1) 子どもの 保護者	公募委員（就学前）	保護者	後富底 由香利	
2		公募委員（小学生）	保護者	玉代勢 恵子	
3		石垣市 PTA 連合会	会長	宮良 直人	
4	(2) 子ども・ 子育て支援に関 する事業に関係 するもの	石垣市民生・児童委員協議会	会長	島尻 寛雄	
5		八重山私立保育園連盟	代表	宮良 長利	
6		小規模保育園 87 (HaNa)	園長	儀間 志麻	
7	(3) 子ども・ 子育て支援に関 して知識経験を 有するもの	石垣市学童保育連絡協議会	会長	大底 和夫	
8		石垣市立小・中学校校長会	会長	宮良 貞光	
9	(4) その他市 長が必要と認め るもの	八重山公共職業安定所	所長	内野 和久	
10		石垣市教育部	部長	天久 朝市	
11		石垣市福祉部こども未来局	局長	石垣 やよい	

資料編

1. 石垣市子ども・子育て支援事業計画 資料編

**3) 計画策定の経緯**

年度	日付	事項	内容
平成30年度	平成30年12月26日	平成30年度第1回 石垣市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 保育所等整備運営事業者募集及び採択の結果報告</li> <li>● ニーズ調査について</li> </ul>
	平成31年2月1日 ～11日	「第2期石垣市子ども子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査」の実施	
	平成31年2月25日 ～26日	「第2期石垣市子ども子育て支援事業計画策定に係る関係団体等ヒアリング調査」の実施	
	平成31年3月29日	平成30年度第2回 石垣市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ニーズ調査に関する集計結果等について</li> </ul>
令和元年度	令和元年8月27日	令和元年度第1回 石垣市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成27～30年度事業実施状況について</li> <li>● ニーズ調査結果について</li> <li>● 令和2年度から令和6年度までの事業計画の策定方針について</li> <li>● 教育・保育提供区域について</li> </ul>
	令和元年10月8日	令和元年度第2回 石垣市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2期事業計画骨子案について</li> <li>● 量の見込みと確保の方策について</li> </ul>
	令和元年12月3日	令和元年度第3回 石垣市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 第2期事業計画原案について</li> <li>● パブリックコメントの実施について</li> </ul>
	令和元年12月9日 ～ 令和2年1月8日	パブリックコメントの実施	
	令和2年1月29日	令和元年度第4回 石垣市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>● パブリックコメントの実施結果について</li> <li>● 第2期事業計画最終案について</li> </ul>
令和5年度	令和5年2月21日	令和4年度第1回 石垣市子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 中間年見直しについて</li> </ul>
	令和5年2月24日 ～ 令和5年3月15日	パブリックコメントの実施	

第2期石垣市子ども・子育て支援事業計画 【令和2年度～令和6年度】（中間年見直し）

---

発行 令和5年3月

発行者 石垣市役所

〒907-8501 沖縄県石垣市真栄里672番地

福祉部こども未来局 子育て支援課

TEL：(0980) 82-1704

FAX：(0980) 82-8055

---